

鹿児島県食中毒注意報発令要領

1 目的

食中毒の多発が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という。）を発令し、県民及び食品関係業者に対して、食品衛生に関する注意を喚起することにより食品による危害発生を未然に防止することを目的とする。

2 注意報の発令

くらし保健福祉部長は、原則として毎年6月15日から10月14日までの間（以下「注意報 発令実施期間中」という）に次のいずれかに該当し、必要があると認められるときは、注意報を発令する。

- (1) 最高気温32℃以上が相当期間継続すると予想される場合
- (2) 24時間以内に急激に気温が上昇し、その差が10℃以上を超えると予想される場合
- (3) 前2日間の平均気温が30℃以上で、かつ、平均相対湿度が80%以上になった場合
- (4) その他特に発令することが必要と認められる場合

3 注意報の有効期間

注意報は、発令から48時間を有効としその後は自動的に解除される。
なお、更に延長する必要があるときは、再度発令する。

4 注意報発令業務

- (1) 生活衛生課においては、注意報発令実施期間中、次の業務を行う。
 - ア 発令に必要な前日の最高気温、最低気温及び平均湿度並びに当日の予想最高気温、平均湿度を収集する。
 - イ 注意報の発令に該当するときは、その旨を、関係各課、各保健所、（公社）鹿児島県食品衛生協会及び報道機関に通知する。
- (2) 各保健所においては、注意報発令の通報を受けたときは、直ちに、次の業務を行う。
 - ア 関係機関への通報及び広報
注意報発令の日時、食品取扱い上の注意等を地区食品衛生協会に連絡し、食品衛生指導員等の協力を得て食品関係業者に周知徹底を図る。
 - イ 食品関係業者に対する広報及び指導
旅館、ホテル、仕出し屋等の飲食店、集団給食、重点監視対象施設等に周知し、必要に応じて監視指導を行う。
 - ウ 地域住民に対する広報
注意報発令中、市町村に対して広報を依頼するなどするほか必要に応じて食品パトロール車等により広報活動を行い事故発生防止の徹底を図る。

- 附則 この要領は平成5年6月15日から施行する。
この要領は平成12年6月15日から施行する。
この要領は平成15年4月23日から施行する。
この要領は平成19年6月6日から施行する。
この要領は平成25年6月11日から施行する。
この要領は平成30年5月30日から施行する。